

社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会

短期入所生活介護事業所 たいせつの郷 運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人旭川たいせつ福祉会が開設する短期入所生活介護事業所「たいせつの郷」（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、介護職員及び看護職員等の従事者（以下「職員」という。）が利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る為、要介護又は要支援者に対し、適切な短期入所生活介護（以下「サービス」という）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の従業者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護、相談・援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の援助、機能訓練及び療養上の援助を行うものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、地域や家庭との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（施設の名称等）

第3条 施設の名称及び所在地は、次の通りとする。

- （1） 名 称 短期入所生活介護事業所 たいせつの郷
- （2） 所在地 北海道旭川市東鷹栖2線18号1045番地

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 施設に勤務する職種、員数及び職種内容は次の通りとし、本体の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム たいせつの郷）の職務と兼務する。

- （1） 管理者 1名
管理者は、施設従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- （2） 医師 1名
医師は、入所者の健康状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置をとる。
- （3） 生活相談員 1名
生活相談員は、入所者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- （4） 介護職員 21名以上
介護職員は、居宅サービス計画に基づいて、利用者に対する入浴・排泄・食事等の介護及び療養上の世話などを行う。
- （5） 看護職員 3名以上
看護職員は、利用者の日々の健康チェック、保健衛生上の指導や看護を行う。

- (6) 機能訓練指導員 1名
機能訓練指導員は、要介護状態の軽減、または悪化防止のために、機能訓練を行う。
- (7) 管理栄養士 2名
栄養士は、利用者の栄養指導、食事管理、健康状態等に応じた献立を作成する
- (8) 調理員 相当数
調理員は、献立に基づき、給食を調理し、配膳を行う。
- (9) 事務職員 相当数
事務職員は、必要な事務を行う。

(利用者の定員)

第5条 事業の利用定員は10名とする。

(短期入所生活介護事業の内容)

第6条 短期入所生活介護事業の内容は、次の通りとする。

- (1) 日常生活上の援助
 - ア 排泄の介助
 - イ 移動の介助
 - ウ その他必要な身体の介助
- (2) 入浴の介助
 - ア 入浴の形態
 - ① 一般浴槽による入浴
 - ② 特殊浴槽による入浴
- (3) 機能訓練
- (4) 食事の介助
- (5) 相談・助言

(利用料等)

第7条 事業所の利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額とする。ただし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に記載の負担割合とする。

別紙1のとおり

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用 別紙1のとおり
- (2) 滞在に要する費用 別紙1のとおり
- (3) 利用者の選定により、次条に掲げる通常の送迎の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。 行政区域の境界線を起点として、1Kmにつき30円
- (4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用 実費
- (5) 理美容代 実費
- (6) その他日常生活上の便宜に係る費用 実費
- (7) 前各号に掲げるものの他、提供されるサービスのうち、訓練やレクリエーション等にて、利用者が負担することが適当と認められる費用 実費

- 3 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及び費用を説明した上で、利用者の同意を得る。また、併せて、その支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第8条 通常の送迎の実施地域は、旭川市、鷹栖町、比布町、当麻町とする。

（サービスに当たっての留意事項）

第9条 利用者は、サービスの提供を受ける際に、次の事項に留意するものとする。

- 1 共同生活の秩序を保ち、規律ある生活をする事
- 2 火気の取り扱いに注意すること
- 3 けんか、口論、泥酔、中傷その他他人の迷惑となるような行為をしないこと
- 4 その他管理上必要な指示に従うこと

（苦情の処理）

第10条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・利用者の家族等に連絡をするとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は利用者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は速やかに賠償をすることとする。

（身体拘束・虐待防止に関する事項）

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・身体拘束・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 身体拘束・虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理並びに各種相談の体制整備
- (3) その他身体拘束・虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による不適切な身体拘束並びに虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

3 事業所は、身体拘束・虐待発生防止に向け、「身体拘束廃止に関する指針」「虐待の防止のための指針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者を設置する。

（ハラスメント防止に向けた体制等）

第13条 事業所は、ハラスメントの防止に向け、「ハラスメント防止対策に関する基本方針」の事項を実施するものとする。また、これらの措置を適切に実施するための相談受付窓口を設置する。担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整

備その他必要な措置を講じることとする。

(掲示)

第14条 事業所は、運営規程の概要・職員の勤務の体制・協力病院・利用料その他のサービスの選択に資すると思われる重要事項を施設の見やすい場所に掲示、又は事務所カウンターに、閲覧可能な形でファイル等に備え置く。

(緊急時等における対応方法)

第15条 サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ事業者が定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を行う。

- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事項が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第16条 短期入所生活介護の提供中に、天災その他災害が発生した場合、従業員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処の方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 非常災害時に備え、定期的に訓練を行う。

(事業継続計画)

第17条 業務継続計画（BCP）の策定等にあって、感染症や災害が発生した場合でも、ご利用者が継続してサービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第18条 施設は、従業者の資質向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制整備する。

- 1 採用時研修、施設内研修、施設外研修、自主参加研修の参加並びに参加支援
- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 旭川たいせつ福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成13年10月1日から施行する。

この規程は、平成17年10月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年7月2日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年4月1日から施行する。

この規定は、令和6年8月1日から施行する。

別紙 1 - 1 併設型短期入所生活介護サービス（1日あたりの料金）

従来型個室

1. ご契約者（ご利用者） の要介護度と サービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2. 機能訓練体制加算	120 円						
3. サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）イ	220 円						
4. 夜間職員配置加算 （Ⅰ）			130 円				
5. うち介護保険から 給付される金額	4,365 円	5,355 円	5,850 円	6,471 円	7,128 円	7,758 円	8,379 円
6. サービス利用に係る 自己負担額 （1+2+3+4+5）	485 円	595 円	650 円	719 円	792 円	862 円	931 円
ご利用者 負 担 第 1 段階	滞在費	380 円					
	食 費	300 円					
	自己負担計	1,165 円	1,275 円	1,330 円	1,399 円	1,472 円	1,611 円
ご利用者 負 担 第 2 段階	滞在費	480 円					
	食 費	600 円					
	自己負担計	1,565 円	1,675 円	1,730 円	1,799 円	1,872 円	2,011 円
ご利用者 負 担 第 3 段階 ①	滞在費	880 円					
	食 費	1,000 円					
	自己負担計	2,365 円	2,475 円	2,530 円	2,599 円	2,672 円	2,811 円
ご利用者 負 担 第 3 段階 ②	滞在費	880 円					
	食 費	1,300 円					
	自己負担計	2,665 円	2,775 円	2,830 円	2,899 円	2,972 円	3,111 円
ご利用者 負 担 第 4 段階	滞在費	1,431 円					
	食 費	1,680 円（朝 460 円・昼 670 円・夕 550 円）					
	自己負担計	3,596 円	3,706 円	3,761 円	3,830 円	3,903 円	4,042 円

従来型多床室（２～４名部屋）

１．ご契約者（ご利用者） の要介護度と サービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
２．機能訓練体制加算	120 円						
３．サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）イ	220 円						
４．夜間職員配置加算 （Ⅰ）			130 円				
５．うち介護保険から 給付される金額	4,365 円	5,355 円	5,850 円	6,471 円	7,128 円	7,758 円	8,379 円
６．サービス利用に係る 自己負担額 （1+2+3+4・5）	485 円	595 円	650 円	719 円	792 円	862 円	931 円
ご利用者 負 担 第 1 段階	滞在費	0 円					
	食 費	300 円					
	自己負担計	785 円	895 円	950 円	1,019 円	1,092 円	1,231 円
ご利用者 負 担 第 2 段階	滞在費	430 円					
	食 費	600 円					
	自己負担計	1,515 円	1,625 円	1,680 円	1749 円	1,822 円	1,961 円
ご利用者 負 担 第 3 段階 ①	滞在費	430 円					
	食 費	1,000 円					
	自己負担計	1,915 円	2,025 円	2,080 円	2,149 円	2,222 円	2,361 円
ご利用者 負 担 第 3 段階 ②	滞在費	430 円					
	食 費	1,300 円					
	自己負担計	2,215 円	2,325 円	2,380 円	2,449 円	2,522 円	2,661 円
ご利用者 負 担 第 4 段階	滞在費	1,115 円					
	食 費	1,680 円（朝 460 円・昼 670 円・夕 550 円）					
	自己負担計	3,280 円	3,390 円	3,445 円	3,514 円	3,587 円	3,726 円

別紙 1-3

- 上記の他に該当した際に発生する介護サービス費

送迎加算	184円	施設にて送迎した場合（片道あたり）
療養食加算	8円	医師の指示に基づく療養食を提供した場合（1日つき3回を限度）
医療連携強化加算	58円	急変の予測や早期発見等の為に看護職員による定期的な巡視や、主治医の医師と連絡が取れない場合における対応に係る取り決めを事前に行うなどの要件を満たし、重度のご利用者を受け入れた場合（1日あたり）
個別機能訓練加算	56円	事業所がご利用者の住まいを訪問して、個別の機能訓練計画を作成した上で、機能訓練を実施した場合（1日あたり）
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100円/月	訪問・通所リハビリテーションを実施している事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等や医師からの助言（アセスメント・カンファレンス）を受けることができる体制を構築し、助言を受けた上で、機能訓練指導員等が生活機能の向上を目的とした個別機能訓練計画を作成等すること。 理学療法士等や医師は、通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握した上で、助言を行うこと。 ※3 月に 1 回を限度。
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200円/月	訪問・通所リハビリテーションの理学療法士・作業療法士・言語聴覚士が利用者宅を訪問して行う場合又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数 200 床未満のもの又は当該病院を中心とした半径 4 キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。）の理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・医師が訪問して行う場合に算定。
緊急短期入所受入加算	90円	利用者の状態や家族の事情により、介護支援専門員が、緊急に短期入所者生活介護を受けることが必要と認めた者に対して、居宅サービス計画に位置付けられていない短期入所生活介護を緊急に行った場合（1日あたり）
看護体制加算（Ⅰ） ※介護予防を除く	4円	常勤の看護師を 1 名以上配置していること。 （1 日あたり）
看護体制加算（Ⅱ） ※介護予防を除く	8円	看護職員を常勤換算方式で入所者数が 25 又はその端数を増す毎に 1 名以上配置していること。 当該事業所の看護職員により、又は病院・診療所・訪問看護ステーションの看護職員との連携により、24 時間の連絡体制を確保していること（1 日あたり）
看護体制加算（Ⅲ） ※介護予防を除く	12円	前年度又は算定日が属する月の前 3 月間のご利用者の総数のうち、要介護 3 以上のご利用者の占める割合が 100 分の 70 以下であること。
看護体制加算（Ⅳ） ※介護予防を除く	23円	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。 ※利用開始日から起算して 7 日間

認知症専門ケア加算（Ⅰ）	3 円	施設における利用者の利用者の総数のうち、日常生活に支障を来すおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の者の占める割合が2分の1以上 認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を、対象者の数が20人未満である場合にあっては1以上、当該対象者の数が20人以上である場合にあっては、1に当該対象者の数が19を超えて10又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施していること。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	4 円	加算（Ⅰ）の要件を満たす 認知症介護の指導に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、事業所又は施設全体の認知症ケアの指導等を実施していること 当該施設における介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、当該計画に従い、研修を実施又は実施を予定していること
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200 円	認知症日常生活自立度がⅢ以上であって、認知症行動・心理症状が認められ、在宅生活が困難であると医師が判断した者であること。 ※利用開始日から起算して7日間
若年性認知症利用者受入加算	120 円	受け入れた若年性認知症利用者毎に個別の担当者を定めていること。 ※認知症行動・心理症状緊急対応加算を算定していない場合に限る。
在宅中重度受入加算	421 円	看護体制加算（Ⅰ）を算定し利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合
	417 円	看護体制加算（Ⅱ）を算定し利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合
	413 円	看護体制加算（Ⅰ）（Ⅱ）いずれも算定し利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合
	425 円	看護体制加算を算定せず、利用者が利用していた訪問看護事業所に利用者の健康上の管理を行わせた場合
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）/月	10 円 /月	ご利用者の安全並びに介護サービスの質の確保、及び職員に負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っている。 見守り機器などのテクノロジーを導入している
生産性向上推進体制加算（Ⅰ）	100 円 /月	（Ⅱ）の要件を満たし、業務改善の取り組みによる成果が確認されている。 見守り機器などのテクノロジーを複数導入している。

介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費 合計金額 の 8.3%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。 (令和6年5月31日で終了)
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス費 合計金額 の 2.7%	
介護職員等 ベースアップ 等支援加算	介護サービス費 合計金額 の1.6%	

(金額は自己負担割合が 1 割の場合)

(令和6年6月1日以降 1日毎に発生する料金)

介護職員等 処遇改善加算 (Ⅰ)	介護サービス費 合計金額の 14.0%	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善策等を実施している。
------------------------	---------------------------	---

※1 介護サービス費とは、介護保険の給付対象になっているサービス費のことをさします。居住費、食費等は含まれません。

別紙 1-4

- 併設型短期入所生活介護サービス（1日あたりの料金）2割負担

従来型個室

1. ご契約者（ご利用者） の要介護度と サービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2. 機能訓練体制加算	120 円						
3. サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）イ	220 円						
4. 夜間職員配置加算 （Ⅰ）	130 円						
5. うち介護保険から 給付される金額	3,880 円	4,760 円	5,200 円	5,752 円	6,336 円	6,896 円	7,448 円
6. サービス利用に係る 自己負担額 （1+2+3+4・5）	970 円	1,190 円	1,300 円	1,438 円	1,584 円	1,724 円	1,862 円
ご利用者 負担 第4段階	滞在費	1,431 円					
	食 費	1,680 円（朝 460 円・昼 670 円・夕 550 円）					
	自己負担計	4,081 円	4,301 円	4,411 円	4,549 円	4,695 円	4,973 円

別紙 1-5

- 併設型短期入所生活介護サービス（1日あたりの料金） 2割負担

従来型多床室（2～4名部屋）

1. ご契約者（ご利用者） の要介護度と サービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2. 機能訓練体制加算	120 円						
3. サービス提供 体制強化加算（Ⅰ）イ	220 円						
4. 夜間職員配置加算 （Ⅰ）	130 円						
5. うち介護保険から 給付される金額	3,880 円	4,760 円	5,200 円	5,752 円	6,336 円	6,896 円	7,448 円
6. サービス利用に係る 自己負担額 （1+2+3+4+5）	970 円	1,190 円	1,300 円	1,438 円	1,584 円	1,724 円	1,862 円
ご利用者 負 担 第 4 段階	滞在費	1,115 円					
	食 費	1,680 円（朝 460 円・昼 670 円・夕 550 円）					
	自己負担計	3,765 円	3,985 円	4,095 円	4,233 円	4,379 円	4,657 円

別紙 1 - 6

- 併設型短期入所生活介護サービス（1日あたりの料金） 3割負担

従来型個室

1. ご契約者(ご利用者)の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2. 機能訓練体制加算	120 円						
3. サービス提供体制強化加算 (I) イ	220 円						
4. 夜間職員配置加算 (I)			130 円				
5. うち介護保険から給付される金額	3,395 円	4,165 円	4,550 円	5,033 円	5,544 円	6,034 円	6,517 円
6. サービス利用に係る自己負担額 (1+2+3+4-5)	1,455 円	1,785 円	1,950 円	2,157 円	2,376 円	2,586 円	2,793 円
ご利用者負担 第4段階	滞在費	1,431 円					
	食費	1,680 円 (朝 460 円・昼 670 円・夕 550 円)					
	自己負担計	4,566 円	4,896 円	5,061 円	5,268 円	5,487 円	5,904 円

別紙 1 - 7

- 併設型短期入所生活介護サービス（1日あたりの料金） 3割負担

従来型多床室（2～4名部屋）

1. ご契約者(ご利用者)の要介護度とサービス利用料金	要支援 1 4,510 円	要支援 2 5,610 円	要介護 1 6,030 円	要介護 2 6,720 円	要介護 3 7,450 円	要介護 4 8,150 円	要介護 5 8,840 円
2. 機能訓練体制加算	120 円						
3. サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	220 円						
4. 夜間職員配置加算（Ⅰ）			130 円				
5. うち介護保険から給付される金額	3,395 円	4,165 円	4,550 円	5,033 円	5,544 円	6,034 円	6,517 円
6. サービス利用に係る自己負担額（1+2+3+4+5）	1,455 円	1,785 円	1,950 円	2,157 円	2,376 円	2,586 円	2,793 円
ご利用者負担 第4段階	滞在費	1,115 円					
	食 費	1,680 円（朝 460 円・昼 670 円・夕 550 円）					
	自己負担計	4,240 円	4,580 円	4,745 円	4,952 円	5,171 円	5,588 円